

## 警報発表時の登校

### 異常気象時

・伊丹市、尼崎市のいずれかに下記の警報が発表されている場合は、以下①～③の段階に応じて、自宅待機とする。

- ① 午前7時から、午前10時までの間に警報が発令されている場合は自宅待機とし、午前10時現在に警報が解除されている場合は、5限の授業より行う。
- ② 午前10時から、正午までの間に警報が発令されている場合は自宅待機とし、正午現在に警報が解除されている場合は、7限の授業より行う。
- ③ 正午から、午後3時までの間に警報が発令されている場合は自宅待機とし、午後3時に警報が解除されている場合は、9限の授業より行う。

※伊丹市、尼崎市以外に居住している地域で警報が発令されている場合は、自宅待機とし、解除後上記①から③に準じた時間に登校する。

※午後3時現在、警報が発令されている場合は、臨時休業とする。

対象となる警報：大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報

※警報が解除されている場合または警報が発令されていない場合でも、以下の場合は自宅待機とする。

- ・発令されていた警報に起因する交通途絶により、登校が困難な場合。
- ・非常災害に起因する交通途絶により、登校が困難な場合。

※警報発令等により、定期考查が実施できなかった場合は、その日数等に応じ、実施できなかった考查を、当該定期考查最終日の翌日及びそれ以降の連続する（土曜日、日曜日及び国民の休日を除く）同限に実施する。

※その他、非常災害時の取扱いについては、その都度定めるものとする。

※また、登校後に特別警報、警報が発令された場合、天候の推移や交通機関、通学路の状況に応じて下校または学校待機を指示します。

令和3年（2021）4月1日 施行